



多子世帯の保育料負担軽減について

1 概要

都は令和元年10月より、公立施設を除く認可保育園、認定こども園、特定地域型保育事業に在園する2歳児以下の月額保育料を、第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は全額を補助する事業を開始する。

区では、2歳児以下の子どもを持つ多子世帯の負担軽減を図るにあたり、都の補助制度を活用する。

2 保育料負担

兄弟状況	第1子（小4以上） 	第2子（小3） 	第3子（0歳） 
現状	多子認定対象外	第1子認定	第2子認定 (半額負担)
改正後	第1子認定	第2子認定	第3子認定 (無償)

国基準の保護者負担額(第9階層) 61,000円

◆現状（第2子の場合）

品川区負担額44,500円	保護者負担額 16,500円
---------------	-------------------

◆改正後（第2子から第3子に変わった場合）

私立 認可	都補助金 61,000円
公立	品川区負担額 61,000円

3 補正内容（歳入）

保育園保育料	△20,139千円
保育所等利用多子世帯 負担軽減事業費補助金（都補助金）	74,691千円